

○太陽光発電施設の設置等に関する条例

令和四年七月十二日

宮城県条例第三十九号

太陽光発電施設の設置等に関する条例をここに公布する。

太陽光発電施設設置等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が五十キロワット以上のもの（増設により合計出力が五十キロワット以上となるものを含む。）をいう。
- 二 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。
- 三 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業をいう。
- 四 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。
- 五 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- 六 設置規制区域 土砂災害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれが極めて高い土地又は土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ県民の生命若しくは身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であって規則で定めるものをいう。
- 七 維持管理等 太陽光発電事業に付随して行われる維持管理及び保守点検をいう。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、太陽光発電事業を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令の規定を遵守しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電施設の設置に当たり、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適正な実施その他の規則で定める必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域住民等への説明等)

第四条 第五条ただし書の許可を申請しようとする者又は第十条の規定による届出をしようとする者（以下「設置許可申請者等」という。）は、あらかじめ、当該申請等に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者その他規則で定める者（以下「地域住民等」という。）に対し、太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者等は、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

2 事業者及び設置許可申請者等は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。

(設置規制区域内への設置)

第五条 設置規制区域内においては、太陽光発電施設の設置を行ってはならない。ただし、あらかじめ知事の許可（以下「設置許可」という。）を受けた場合は、この限りでない。

(設置規制区域内における設置許可)

第六条 知事は、設置許可の申請があった場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が規則で定める基準に適合すると認められるときに限り、これを許可するものとする。

2 知事は、設置許可をする場合においては、この条例の施行に必要な限度において、条件を付することができる。

3 前条の規定は、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなる前に太陽光発電施設の設置の工事に着手した場合には、適用しない。

4 設置許可は、設置規制区域の変更により事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合における当該事業区域内にある太陽光発電施設に

については、第十条の規定による届出があったものとみなす。

(変更許可)

第七条 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 設置許可を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第一項及び第二項の規定は、変更許可の場合について準用する。

(設置許可に係る工事の着手等の届出)

第八条 設置許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一 太陽光発電施設の設置の工事に着手し、又は工事を完了したとき。

二 太陽光発電施設の設置の工事を中止し、又は工事を再開したとき。

(設置許可の取消し)

第九条 知事は、設置許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設置許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。

二 設置許可又は変更許可を受けた後、一年以上、正当な理由がなく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき。

三 第六条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

四 第十八条の規定による命令に違反したとき。

(事業計画の届出)

第十条 設置規制区域外に太陽光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業計画を知事に届け出なければならない。

(事業計画の変更)

第十一条 前条の規定により事業計画を届け出た者は、当該事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なけれ

ばならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(維持管理等)

第十二条 事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、規則で定める基準に従い、適正な維持管理等をしなければならない。

2 事業者は、規則で定めるところにより、維持管理等をするための計画（以下「維持管理等計画」という。）を作成し、当該維持管理等計画に従い、維持管理等を行わなければならない。

3 事業者は、前項の規定により維持管理等計画を作成したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、維持管理等計画を変更した場合に準用する。

5 事業者は、事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

(地位の承継)

第十三条 設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。以下同じ。）があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該設置許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第十条の規定により事業計画を届け出た者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人

は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者及び前項の規定により届け出た者は、遅滞なく、維持管理等計画を作成し、当該維持管理等計画に従い維持管理等を行わなければならない。

5 前条第三項の規定は、前項の規定により維持管理等計画を作成した場合に準用する。

(廃止の届出)

第十四条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。

(指導及び助言)

第十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び設置許可申請者等に対し、指導及び助言を行うことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第十七条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置又は原状回復をするよう勧告することができる。

一 設置許可を受けず、又は虚偽の申請により設置許可を受け、設置規制区域内において太

陽光発電施設の設置の工事に着手したとき。

二 設置許可を受けた者が、変更許可を受けず、又は虚偽の申請により変更許可を受け、当該設置許可を受けた内容を変更したとき。

2 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 正当な理由なく第十五条の規定による指導に従わなかったとき。

二 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(措置命令)

第十八条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その者に対し、同条第一項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること又は同条第二項に規定する必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第十九条 知事は、第九条の規定により設置許可を取り消し、又は前条の規定により第十七条第一項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること若しくは同条第二項に規定する必要な措置を講ずることを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村の条例との関係)

第二十条 太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等に関し、市町村の条例の規定による手続等により、この条例の規定による手続等と同等以上の効果が期待できると知事が認めるときは、当該市町村の全部又は一部の区域における手続等については、規則で定めるところにより、この条例の規定を適用しない。

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

(罰則)

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設の設置をした者
- 二 第十条又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第五条から第十三条まで（第十二条第一項を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置の工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）については、適用しない。

(既存施設の変更許可)

- 3 既存施設を管理する事業者（以下「既存事業者」という。）は、その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

- 4 第四条から第九条まで、第十四条第二項、第十七条第一項、第十八条及び第十九条の規定は前項の許可について、第十二条、第十三条、第十八条及び第十九条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第三項、第九条第一号及び第二号、第十四条第二項並びに第十七条第一項第二号中「変更許可」とあるのは、「附則第四項において準用する第七条第一項の許可」と読み替えるものとする。

(既存施設の届出)

- 5 既存事業者は、令和五年三月三十一日までに、規則で定めるところにより、既存施設に係る太陽光発電事業の概要（次項において「既存事業概要」という。）を知事に届け出なければ

ばならない。

6 事業区域の全部が設置規制区域外にあり、かつ、施行日前に規則で定める書類を知事に提出した者は、既存事業概要の届出を行ったものとみなす。

7 附則第五項の規定により届出を行った者（前項の規定により届出を行ったものとみなされる者を含む。附則第十二項において同じ。）が当該届出の内容を変更しようとするとき（附則第三項本文の規定により知事の許可を受けなければならないときを除く。）は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

8 第十一条の規定は、前項の届出について準用する。

（既存施設の維持管理等）

9 既存事業者は、令和五年三月三十一日までに、規則で定めるところにより、既存施設及び事業区域（以下この項及び次項において「既存施設等」という。）の維持管理等計画を作成し、当該維持管理等計画に従い、当該既存施設等の維持管理等を行わなければならない。

10 第十二条第三項及び第四項の規定は前項の計画について、同条第五項の規定は既存施設等について、それぞれ準用する。

11 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、令和五年三月三十一日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を知事に届け出なければならない。

（既存事業者の地位の承継）

12 附則第五項の規定により届出を行った者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（準備行為）

13 設置許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

○太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則

令和四年七月十二日

宮城県規則第六十五号

太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則をここに公布する。

太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和四年宮城県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(設置規制区域)

第三条 条例第二条第六号の規則で定める土地の区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- 三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- 四 砂防指定地等管理条例（平成十五年宮城県条例第四十二号）第二条第一号の規定により指定された砂防指定地

(事業者が講ずるよう努める措置)

第四条 条例第三条第二項の規則で定める必要な措置は、次に掲げる事項とする。

- 一 計画作成の初期の段階から、地域住民への十分な情報提供を行う等、太陽光発電事業について理解を得られるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置等に当たり適正な土地の選定、開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと。
- 三 太陽光発電施設の設置の工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、粉じん及び廃棄

物等が、地域住民及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。

四 太陽光発電施設の撤去に伴い発生する廃棄物の処理に要する費用その他太陽光発電事業の廃止に要する費用を、事業開始当初から、計画的に積み立てる等の方法により確保すること。

五 太陽光発電施設の設置の工事に着手する日から太陽光発電施設を撤去する日までの間、当該太陽光発電事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済に加入すること。

六 太陽光発電施設の設置の工事に着手する日から太陽光発電施設を撤去する日までの間、地震又は津波に起因して生じた当該太陽光発電施設に係る損害を填補する保険又は共済に加入すること。

七 太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波又は反射光等が地域住民及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。

八 太陽光発電施設の安全、防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全の観点から講ずる対策が、計画どおり適正に実施されているかを随時確認し、災害の防止並びに自然環境及び地域住民等への配慮を行うこと。

九 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百八号）第十六条第一項の規定により同法第二条第四項に規定する電気事業者が行う同条第五項に規定する再生可能エネルギー電気の調達が終了した後も、可能な限り太陽光発電施設を使用して太陽光発電事業を継続すること。

十 太陽光発電事業を終了した後は、太陽光発電施設を速やかに撤去するとともに、撤去により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）その他関係法令に従い、適正な処理の確保を図るとともに、当該太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること。

（地域住民等）

第五条 条例第四条第一項に規定する規則で定める者は、太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者とする。

(設置許可の申請)

第六条 条例第五条ただし書の設置許可（以下「設置許可」という。）を受けようとする者は、設置許可申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 申請に係る太陽光発電施設の位置図、区域図及び配置図
- 二 木竹の伐採及び土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断面図（木竹の伐採又は土地の形質の変更を行う場合に限る。）
- 三 太陽光発電施設の構造図
- 四 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。）
- 五 排水計画に係る平面図
- 六 現況写真
- 七 その他知事が必要と認める書類

(設置規制区域内における設置許可基準)

第七条 条例第六条第一項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事業区域に第三条第一号、第二号及び第四号に掲げる区域のいずれかが含まれる場合は、申請に係る太陽光発電施設の設置により、設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。
- 二 事業区域に第三条第三号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれかを満たすと認められること。
 - イ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。
 - ロ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、人的被害、人家等への建物被害、避難経路の遮断又は避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。
- 三 太陽光発電施設の設置に当たり関係法令等による許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けている者であること。

(変更許可の申請)

第八条 設置許可を受けた者が条例第七条第一項の変更許可（以下「変更許可」という。）を申請しようとするときは、事業変更許可申請書（様式第二号）に第六条に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（設置許可に係る軽微な変更）

第九条 条例第七条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものをいう。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- 二 設置規制区域内で事業を行う理由の変更
- 三 工事着手若しくは完了予定年月日又は運転開始若しくは事業終了予定年月日の変更
- 四 維持管理等計画の公表方法の変更
- 五 関係法令及び条例の手續状況の変更
- 六 その他知事が変更許可が不要と認めるもの

2 条例第七条第二項の規定による届出は、軽微変更届出書（様式第三号）によるものとする。

（設置許可に係る着工等の届出）

第十条 条例第八条第一号の規定による届出は、工事の着手については工事着手届出書（様式第四号）、工事の完了については工事完了届出書（様式第五号）によるものとする。

2 前項の工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 工事写真
- 二 その他知事が必要と認める書類

3 条例第八条第二号の規定による届出は、工事の中止については工事中止届出書（様式第六号）、工事の再開については工事再開届出書（様式第七号）によるものとする。

（事業計画の届出方法）

第十一条 条例第十条の規定による届出は、事業計画届出書（様式第八号）によるものとする。

2 前項の事業計画届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請に係る太陽光発電施設の位置図、区域図及び配置図
- 二 現況写真

三 その他知事が必要と認める書類

(事業計画の変更届)

第十二条 条例第十一条の規定により事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画変更届出書（様式第九号）に前条第二項に掲げる書類を添えて知事に届け出なければならない。

(維持管理等)

第十三条 条例第十二条第一項に規定する規則に定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 太陽光発電施設については、土砂災害その他の災害の発生を防止するとともに、生活環境等の保全における支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。
 - 二 太陽光発電施設の周辺において土砂災害その他の災害が発生した場合又は発生が想定される場合に、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じる状況を防止するために必要な対応を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供できる体制が整備されていること。
 - 三 太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に、速やかに復旧に必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供できる体制が整備されていること。
- 2 条例第十二条第二項の維持管理等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 維持管理等の基本事項
 - 二 維持管理等の実施体制
 - 三 維持管理等の内容
 - 四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害その他の災害が発生するおそれがある場合に、それを防止するために講ずる措置の内容及びその実施体制
 - 五 土砂災害その他の災害により太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に講ずる措置の内容及びその実施体制
 - 六 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項
- 3 条例第十二条第三項の規定により維持管理等計画を公表する者は、次に掲げる事項を公表

内容に含めるものとする。

- 一 維持管理等の責任を負う者の氏名、住所及び連絡先
 - 二 維持管理等を委託する場合は、その委託先の氏名、住所及び連絡先
 - 三 月次点検の時期、内容及び方法
 - 四 年次点検の時期、内容及び方法
- 4 設置許可を受けた者又は条例第十条の規定による届出を行った者は、条例第十二条第二項の規定により維持管理等に係る措置を講じたときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、太陽光発電事業を行う間、当該記録を保管しなければならない。
- 5 事業者は、設置許可申請又は条例第十条の規定による届出の際に、条例第十二条第三項の規定による維持管理等計画の公表の方法を知事に通知しなければならない。
- 6 条例第十二条第三項の規定による維持管理等計画の公表は、太陽光発電施設の運転を開始する日までに、前項の規定により知事に通知した方法により行われなければならない。
- 7 設置許可を受けた者又は条例第十条の規定による届出を行った者は、維持管理等計画を作成した際は、速やかに変更後の維持管理等計画をインターネットの利用その他の県民に広く周知できる方法によって公表しなければならない。
- 8 条例第十二条第五項の規定による報告は、事故又は土砂災害その他の災害が発生した日から起算して三十日以内に、事故等報告書（様式第十号）により行われなければならない。
- 9 前項の事故等報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 太陽光発電施設の位置図及び配置図
 - 二 事故状況写真
 - 三 その他知事が必要と認める書類
- （地位の承継）

第十四条 条例第十三条第二項及び第三項の規定による届出は、事業承継届出書（様式第十一号）によるものとする。

（廃止の届出）

第十五条 条例第十四条第一項の規定による届出は、事業廃止届出書（様式第十二号）によるものとする。

- 2 前項の事業廃止届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 現況写真
- 二 廃止後において行う措置を示した平面図
- 三 その他知事が必要と認める書類
(身分証明書)

第十六条 条例第十六条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第十三号によるものとする。

(市町村の条例との関係)

第十七条 条例第二十条の規定により、丸森町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例（令和三年丸森町条例第二十二号）に規定する禁止区域については、条例第四条から第九条まで、第十三条第一項及び第二項、第十七条第一項、第二十二条第一号の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(既存施設の変更許可)

2 条例附則第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項以外の事項とする。

- 一 既存事業者の住所及び氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 設置規制区域内で事業を行う理由
- 三 維持管理等計画の公表方法
- 四 その他知事が変更許可が不要と認めるもの

3 第八条及び第九条第二項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第八条中「変更許可」とあるのは、「附則第三項において準用する第七条の許可」と、第九条第二項中「条例第七条第二項の規定による軽微な変更」とあるのは、「附則第二項に掲げる事項」と、それぞれ読み替えるものとする。

(既存施設の届出)

4 条例附則第五項の規定による届出は、既存事業概要届出書（様式第十四号）によるものとする。

5 第十一条第二項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、第十一条第二項中「事業計画届出書」とあるのは、「既存事業概要届出書」と読み替えるものとする。

6 条例附則第六項の規則で定める書類は、宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン（令和二年四月一日施行）による事業計画書とする。

（既存施設の維持管理等）

7 条例附則第九項及び附則第十一項により規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 維持管理等の基本事項

二 維持管理等の実施体制

三 維持管理等の内容

四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害その他の災害が発生するおそれがある場合に、それを防止するために講ずる措置の内容及びその実施体制

五 土砂災害その他の災害により太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に講ずる措置の内容及びその実施体制

（既存事業者の地位の承継に係る届出）

8 条例附則第十二項の規定による届出は、既存事業承継届出書（様式第十五号）によるものとする。